

地区とのタウンミーティング 議事概要

日 時	令和6年2月6日（火）午後6時00分～午後7時00分
地 区	私市山手地区
場 所	私市山手自治会館
参加人数	22人

テーマ1 コミュニティバスの運行について

主 旨（区長）

- ゆうゆうバスが廃止されコミュニティバスの要望書を提出している。その後、しばらく経ったが、分散的には話を聞いているがまとまった話が入ってきていない。
概要、進捗状況や今後の計画等についてお聞きしたい。

市 長

- ゆうゆうバスは、前市長時代の令和2年5月に廃止されている。廃止により京阪のバス路線が残るものでもなく、市と京阪との協議の結果路線が廃止されている。
- 選挙の公約にコミュニティバスを掲げ、市長就任後、「鉄道駅から半径1km以内は公共交通が充足している」というバス停及び鉄道駅のこれまでの考え方の見直しを行った。
- 寺・神宮寺において、無償でワゴン車を運行し、東倉治へ延伸、森南へのバス停設置を行っている。現在、月1,000人程度の利用状況。来年度予算はまだ可決されていないが、国交省の補助金を活用し、交野市駅、梅ヶ枝、松塚、郡津、幾野の地区を対象に、有料でワゴン車の運行を予定している。
- 京阪のバス路線については、過去から年間2,000万円の補助を行っており、令和6年度までの約束となっている。一定、バス路線については、妙見坂、南星台、妙見東などの南部路線は改善していると考えている。令和7年度以降は白紙の状態であるため、現在、市と京阪バスで公共交通について協議を行い、現在のバス路線等の利便性が損なわれないようにしていきたい。

意 見

- 我々が提出した要望書についての進捗状況をお聞きしたい。
→[市長]要望書は確実に受領しているが、要望の設置希望4カ所の内、山手2カ所は実施不可能であると考えている。星田山手、南星台、妙見坂や妙見東なども坂の上までバス停がなく、この地区のみ設置、また駅のある地区に設置すれば他の地区との整合性が取れない。
寝屋川市でも複数の地区でタクシーなどの外出支援をされているが、基本的に外出支援を駅まで行っているところはない。駅までの運行となると、他の公共交通と競合するため難しい。本市においては、バス停には1時間1本程度の路線しか通っておらずバス停までではあまりサービスにはならない。
この地区には駅があり、半径300m以内に地区の半分が含まれており、500m以内にほとんどが含まれている。要望としては聞いており、過去にゆうゆうバスが私市山手自治会館と青葉台自治会館の2カ所に停まっていた事実はある。令和7年度における京阪バス路線については、現在、白紙

の状態が京阪と協議中であり、そこでの検討も含めて決定する予定。

- 高齢化で車を手放す方が多くなっている。大きな荷物を持って帰宅するには、数カ所で休憩が必要になり、上まで上がることが困難になってきている。

将来的に長く住みたいと考えた時、ぜひともゆうゆうバスを復活していただきたい。

→[市長]ゆうゆうバスについては、行政として一度廃止したものをそのままの形で実施するのは困難であると考えます。市として200円程度の有料での運行になり、高齢者限定ではなく、全世代の公平性の観点から子ども連れも乗車できる等対応が必要である。

現在の寺・神宮寺・東倉治を通っているワゴン車も含めて、市として京阪バスと協議、検討を進めたいと考えています。なお、京阪バス路線のうち、香里園から津田駅までの路線は残ることになっている。その路線より北側と南側は本市が中心になって担うことになるが、南側の星田駅には京阪バスの車庫があるため周辺の路線も残ることになると考えています。残り路線については、確保できた運転手の方の数や車両の数を考慮し、本市にて検討することになる。

- 有料になるのは当然であると認識している。

市長のお話しでは2カ所は無理とのことだが、ゆうゆうバスが私市山手自治会館まで来ていたので前向きな検討をお願いしたい。

→[市長]検討は行うが、市として何点か懸念がある状況。

私が議員時代に、当時ゆうゆうバスの廃止に反対しており、反対運動や署名活動を行っていたが、私市山手は途中で反対運動を止められた事実もある。廃止になった後に市から補助金も受けて、外出支援の取組みをされてきたことは承知しているが、皆さんの真意がどこにあるのか分からず、苦慮している。

- 我々が様々な取組みを行ったのは、ゆうゆうバスが廃止されたことに伴い代わりとなる外出支援を模索したというのが経緯。ゆうゆうバス廃止に賛成だったということは一切ない。ゆうゆうバスの廃止を私市山手が認めた事実は一切なく、その点をご理解いただきたい。

バスが通れば駅の近くまで行くことができ、京阪電車を利用しやすくなるため京阪電車にとっても有効であると考えており、ぜひとも運行を進めていただきたい。

- 地域では会議を持ち外出支援に取り組んできたが、その会議の過去からの議事録を持っているため、誤解があるようであれば説明させていただきたい。我々の民意としては、支援をお願いしたいと思っている。また、これまでの取組み実績やアンケートの集計等もあるため、その点も含めて説明させていただきたい。

→[市長]令和2年度以降に私市山手において取り組まれたことは承知している。過去の経緯はあるが停めたいという意向があるのであれば、市独自の外出支援としてバス等を検討していく中で、私市山手へまわることができるかどうか改めて示したいと考えている。私市山手だけでなく、青山や向井田等のバスがほとんど通っていない地域については改めて検討しお示ししたい。

- 市議会議員としたことが市長を不愉快に思わせてしまったかもしれないが、我々としてはずっと廃止に反対していた。ただ反対するだけではなく検討を行ったものであり、市長がおっしゃった、途中で放棄したといったことはなく修正をお願いしたい。

- この地域の意見が反映できるような場を設けていただきたい。

テーマ2 土砂災害対策について

主旨（区長）

- 土砂災害特別計画区域で、結果的に一人の方の同意書をいただくことができず、条件を満たせず保留となっている箇所がある。
その後も、条件を満たせば工事が開始されると聞いているが、危険は残ったままである。
年数をかけて同意を得るため動いてきたが、最終的には12月末に保留となってしまった。
一度同意書を返却し、再度同意書を集め直して条件を満たすとなれば非常に困難であるため、期限は残っていることから、市として何とかしていただけないか。

市長

- 土砂災害には3種類ある。
3種類の内、土石流については国と府が負担し対策を行うが、基本的に土砂災害については、所有者が費用を負担し事業を実施する制度となっている。
マイナスの資産価値となっている土地を行政が受け取ることは原則できず、受け取った場合は、住民訴訟等に発展する恐れがある。
- 対策を行う場合、市、国や府は、基本的には補助することになる。工事を実施することにより、結果的に周辺の特別警戒区域や警戒区域の所有者は、土地の価格が高騰し受益があるため、一定の負担が必要となる。受益を被る方、全員が負担をすれば工事は実施できるが、一人でも反対する方がいれば結果として工事は実施できないとされている。
- 私市山手は負担できない方がいらっしゃる状況。市も府も同様であるが、そのような場合において対策工事は実施困難である。
国では、土砂災害特別警戒区域、警戒区域、がけ崩れの関係でお住いの方は基本的に転居を行い、転居費用の一部を負担する流れになっている。市としては、全員の同意が得られないのであれば、そうせざるを得ないと考えている。
本市だけではなく、全国的に土砂災害、がけ絡みの対策の事業実施はほとんどできていない状況となっており、ご理解いただきたい。

意見

- 土砂崩れがあった場所に住んでおり、それから5、6年経ったが、夏の大雨があるたびに自主避難をしている。工事の話が出たが残念な結果になってしまった。受益者負担というが、山の所有者は住んでいないため何も益がなく、負担に反対と仰っている以上工事は絶対にあり得ない。
転居に対して補助があると聞いたが制限があると思う。先日、テレビで拝見したが、私有地の木を交野市で切って所有者に請求されていたが、同じやり方はできないか。
→[市長]木については、民法改正があり、越境している木、枝や竹は切れることとなり対策を行った。今回のように、個人が持つ土地が原因で土砂崩れの可能性がある場合、まずは所有者が対策工事を実施することとなっており、国、大阪府や市が代わりに工事を実施することは原則、困難

である。危険対策として転居の補助は可能だが、更地を想定した土地の費用の一部負担となり、その金額をもって移転ができるというわけではない。市が多く補助を行った場合、差額分についての住民訴訟が行われると市が賠償責任を負うこととなる。

- 大々的な工事ではなく簡易で良いので、少しでも安全に暮らせるようにできないか。
→[市長]簡易な対策工事を実施することも、制度上、補助金で可能であるが、あくまで費用の一部補助となりお住いの方が対策工事にかかった費用の一部を負担することとなる。他の地区でも同様の声が上がっているが、現在の行政においては受益者が負担をすることとなる。
- 危険が迫った時に、地権者と話をすることも市や自治会等が間に入る必要があると思う。
大きな工事を最初から始めることは困難であるため、危ないところだけでも簡易に工事をする働きかけ、費用についても相談しながら、安全・安心に暮らせるような方法を協議いただきたい。
- 今も大雨の時に土砂が少しずつ流れている。これからもっと災害が起きる可能性が大きくなる中で安心して暮らせない。
→[市長]越境木については、木をお持ちの方の土地から越えている場合、それがどこに越えているかにもよるが、民家へ超えている場合はその所有者と木の所有者とでの協議し、応じられない場合は催告等の手続は必要になるが伐採できその費用は請求できる。木が交野市の公道に越境している場合は、まずは指導することになる。妙見坂のケースは、著しく交通に支障をきたしており、指導をしても約5年応じず、民法改正があり催告した上で市が伐採した経緯がある。市がそこまでするのはよほど悪質なケースであり、そのようなケースに当たる場合は、市に情報提供いただき、現場を確認し対応することとなる。

テーマ3 住宅地から公道への複数通行路の確保について

主旨（区長）

- 住宅に入るためには168号線から駅を周って入る経路しかない。
細い道もあるが、軽自動車でぎりぎり通れる道ばかり。
- 以前、駅付近で車が横転したため通行できなくなった経緯もある。そうすると救急車も一切入れない状況になってしまう。
- 水道タンクのある場所から私市へと抜ける道を整備すれば、車も通行可能となる。その場所は里道で多くの地権者が存在すると認識しているが、何とか通れるようにしていただきたい。
- 池の方に行く道を拡幅していただきたい。
- 京阪電車の上に鉄橋が渡っているが、軽自動車がミラーを畳んで通れる狭さのため拡幅していただきたい。

市長

- 水道局のタンク、配水池がある場所の道については、里道が通っているが個人の土地であるため幅員が狭くなっている。
- 私市山手から京阪電車の真上を通る橋については、橋梁の点検を定期的に行っているが、毎年多額のお金を投じざるを得ず、拡幅は極めて困難である。今の市の状況では、橋を維持することも将来的には困難になってくる。

- 一般的な避難経路として、地区計画で新しくまちをつくる場合は、二方向避難となっている。二方向避難でない場合は、市としては開発もしくは地区計画の許可をしないこととなっている。
- 永大は、私市駅へ行く道から 168 号線に出る以外に、幅員は広くないが私市山手 1 丁目から私市の村中へと通る道があると思っている。
青葉台は、168 号線に抜ける道以外に、私市駅のとなりの久保坂を通ることになるが、道は細いができる道はあると思っている。
現状、片方幅員としては狭いものの、2 本、車等で抜けられる道はあると思っており、うち 1 本は非常に細い道であることも認識している。過去から私市という地区があり、そこを通らざるを得ないため幅員は狭くなっている。
- 過去に市でも道路拡幅や用地購入を検討したが、困難であった。私市の村中にもう 1 本道を通す計画もあったが実現困難であり、結果として市は多額の土地開発公社の借金を抱えることとなった。現在、その売却を行っており、うち 1 つの道路用地については今年度に売却したところでありご理解いただきたい。

意見

- 私市山手 1 丁目から南に下っている踏切は車両通行禁止になっている。
→[市長] 当時はおそらくそれを起点として開発されたと思っている。また、緊急時においては免責になると考える。
- 水道タンクの場所は、幅を少し広げ、アスファルトを敷くだけで通ることができるという認識。里道の地権者は分かっているのか。登記は我々も調べることができるため、一度検討することも必要だと思う。
→[市長] 個人情報であり言うことはできない。
過去にお願いしたこともあるが、通行料を要求されたため実現困難であると思っただきたい。
- 通行料の話があったが、その道にアスファルトを敷いて真ん中に鉄柱を 2 本建て、非常事態の時だけ取り外せるようにし通行料支払うのはどうか。
→[市長] 市として、一定の要件を満たしていなければ道路として認定ができない。不十分な道に行政が関わり整備を行った場合、そこで生じた事故は市で賠償を負うこととなり、市としてそのような道を通すことはできない。
- 緊急時に通ることができるようにするため都市整備と草刈り等を行っている。大きな災害が起きた時、市が認めるか否かは別として通行できるようにするのは良いか。
→[市長] 市が認めるか否かは別として、緊急事態であれば一般的に免責されると考える。
- 陸橋を渡るところは、積載量 2 トン以下であれば通行可能となっており、我々の車が通ることができ現状でいいと思っている。
低区配水池のところは、法務局で調べれば地権者も把握できると思う。地権者は、私市地区の住民の方が持っている部分が多いと思うが、その方々もあまだのみやの上のところでは止まれば下に降りることができない。種々考慮し、救急車や消防車などが通ることができるように整備していただきたい。住民の同意を集めればお願いできるか。
→[市長] 利用者や関係者からすると通りたいが、住んでいる人は通ってほしくない。その辺りの

利害関係は難しく、よほどのことがない限り行政は入ることができない。まずは住民同士で話し合い解決しなければいけない。あくまで地区と地区、もしくは地権者の方との話し合いであり、同意が確認できていない状況では明言できない。

- 地権者の同意がそこそかもらえるような状態になれば実施できそうか。
→[市長]地権者全員と周辺の地区及び住民の同意が最低限必要となる。